

函館市都市公園(北部地区)の概要

担当部局	土木部公園河川管理課(電話:0138-21-3431)
所在地	函館市五稜郭町44ほか
目的	市民等のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
事業概要	公園の管理運営
開館時間等	<p>供用期間: 通年 開園時間: 午前0時から午後12時まで (管理事務所は、午前8時45分から午後5時30分まで) 休園日: なし (管理事務所は、年末年始(12月29日～1月3日まで)は閉鎖)</p>
施設概要	<p>五稜郭公園, 昭和公園, 石川公園, 西桔梗公園, 富岡第1号街区公園, 富岡第2号児童公園, 富岡第3号児童公園, 鍛冶児童公園, 中道児童公園, 富岡中央公園, 赤川通幼児公園, 昭和児童公園, 東山児童公園, 赤川幼児公園, 東山幼児公園, 中道幼児公園, 東山第2号幼児公園, 昭和第2号幼児公園, 神山街区公園, 東山第3号幼児公園, 桔梗幼児公園, 昭和第2号児童公園, 東山第4号幼児公園, 東山第5号幼児公園, 鍛冶第2号児童公園, 赤川公園, 昭和幼児公園, 東山第1号幼児公園, 昭和第2号幼児公園, 美原第1号幼児公園, 陣川第1号幼児公園, 桔梗第1号幼児公園, 中道第1号幼児公園, 桔梗第2号幼児公園, 亀田中野第2号児童公園, 陣川第1号児童公園, 亀田中野第3号児童公園, 亀田中野第4号児童公園, 陣川第2号児童公園, 昭和第3街区公園, 陣川第3号児童公園, 昭和第4街区公園, 鍛冶第1街区公園, 山の手第1街区公園, 亀田中野第1街区公園, 東山第2街区公園, 富岡第4号児童公園, 中道第2街区公園, 桔梗第3街区公園, 神山第1街区公園, 桔梗第4街区公園, 桔梗第5街区公園, 桔梗第6街区公園, 西桔梗第1街区公園, 中道第3街区公園, 神山第2街区公園, 桔梗第1号児童公園, 昭和第5街区公園, 昭和第6街区公園, 陣川第2街区公園, 陣川第3街区公園, 桔梗第7街区公園, 桔梗第8街区公園, 神山第3街区公園, 桔梗第9街区公園, 富岡第1街区公園, 美原第2街区公園, 石川第1街区公園, 東山第3街区公園, 神山第4街区公園, 鍛冶第2街区公園, 桔梗第10街区公園, 桔梗第11街区公園, 桔梗第12街区公園, 東山第4街区公園, 桔梗第13街区公園, 桔梗第14街区公園, 桔梗第15街区公園, 東山第5街区公園, 東山第6街区公園, 東山第7街区公園, 東山第8街区公園, 赤川第1街区公園, 桔梗第2号街区公園, 中道第4街区公園, 桔梗第16街区公園, 桔梗第17街区公園, 鍛冶第3街区公園, 神山第5街区公園, 美原第3街区公園, 桔梗第18街区公園, 昭和第7街区公園, 石川第4街区公園, 石川第2街区公園, 石川第3街区公園, 神山第6街区公園, 亀田中野第5号街区公園, 桔梗第19街区公園, 富岡第2街区公園, 西桔梗第2街区公園, 北美原第2街区公園, 神山第7街区公園, 鍛冶第4街区公園, 桔梗第20街区公園, 桔梗第21街区公園, 桔梗第22街区公園, 桔梗第23街区公園, 昭和第8街区公園, 北美原第1街区公園, 鍛冶第5街区公園, 美原第4街区公園, 昭和第9街区公園, 昭和第10街区公園, 中道第5街区公園, 神山第8街区公園, 桔梗第24街区公園, 美原第5街区公園, 富岡第3街区公園, 西桔梗第3街区公園, 鍛冶第6街区公園, 富岡第4街区公園, 鍛冶第7街区公園, 桔梗第25街区公園, 神山第9街区公園, 神山第10街区公園, 昭和第11街区公園, 東山第9街区公園, 石川第5街区公園, 石川第6街区公園, 石川第7街区公園, 昭和第12街区公園, 美原第6街区公園, 桔梗第26街区公園, 桔梗第27街区公園, 美原第7街区公園, 美原第8街区公園, 昭和第13街区公園, 昭和第14街区公園, 桔梗第28街区公園, 昭和第15街区公園, 桔梗第29街区公園, 桔梗第30街区公園, 桔梗第31街区公園, 石川第8街区公園, 石川第9街区公園, 北美原第4街区公園, 北美原第3街区公園, 石川第10街区公園, 桔梗第32街区公園, 桔梗第33街区公園, 桔梗第34街区公園, 西桔梗西緑地, 西桔梗中央緑地, もりたの池, 西桔梗第2号緑地, 中道1丁目緑地, 桔梗緑地, 富岡3丁目緑地, 西桔梗南緑地</p> <p style="text-align: right;">全159公園(一括管理)</p>

<p>指定管理者 が行う業務 内容</p>	<p>1. 施設の維持管理に関する業務 ①草地, 樹木, 樹林地, 花壇等に関する業務など ②巡視・点検, 施設の維持・修繕・保全に関する業務など ③清掃, ゴミ収集および処理に関する業務など ④夜間警備, 施設の開閉に関する業務など ⑤グラウンド, コートに関する業務など ⑥除雪, 有害駆除に関する業務など 2. 施設の管理運営に関する業務 ①公園の利用促進や有効利用に関する業務など ②行為および使用(有料, 無料)の予約・申請・許可業務, 使用料の徴収に関する業務など ③団体利用, 遠足等の受付, 利用調整に関する業務など ④施設案内, 利用方法の説明・周知・指導業務, 利用状況の把握に関する業務など ⑤利用の禁止・制限の説明, 周知, 指導に関する業務など ⑥駐車場の対応, 放置車両の監視・対応に関する業務など ⑦行催事の対応, 市民ボランティア・団体等の対応に関する業務など ⑧広報・宣伝・広聴に関する業務など ⑨事故発生時の対応, 災害発生時の対応に関する業務など ⑩苦情・要望の対応に関する業務など ⑪占用物件の設置・撤去等の対応に関する業務など ⑫公園施設の破損・損壊等の対応に関する業務など 3. 市または指定管理者が必要と認める業務 ①利用者に対する傷害および賠償保険への加入など ②市に提出する書類の作成, 市との連絡調整など ③災害発生時の避難所・避難地等の対応など ④冬期の雪捨て場等の対応など ⑤その他必要な業務</p>
<p>施設管理 運営経費</p>	<p>市から指定管理者へ指定管理委託料として支払います。</p>
<p>条例</p>	<p>函館市都市公園条例</p>
<p>現指定管理者</p>	<p>函館市公園管理コンソーシアム</p>